

# 【福島市ゆかりの会規約】

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、福島市ゆかりの会(以下「本会」という。)と称する。

(会員)

第2条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 一 福島市出身の者
- 二 福島市にゆかりのある者
- 三 福島市に愛着、関心のある者

(事務局)

第3条 本会は、事務局を福島県福島市五老内町3番1号 福島市役所政策調整課内におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、福島市にゆかりのある者がふるさとを想い、親睦交流とネットワークを広げ深めることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 会員相互の親睦交流
- 二 福島市に関する情報発信
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 役 員

(役員)

第6条 本会に、次の役員をおくことができる。

- 一 会長
  - 二 副会長 若干名
  - 三 役員 若干名
- 2 本会に、顧問をおくことができる。

3 会長は、事業執行上必要あるときは委員会を設け、委員長をおくことができる。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

3 役員は、会の運営にあたる。

4 顧問は、会の運営等に対し助言する。

(役員の選任)

第8条 役員は、総会の議を経て会員の中から選出し、互選により、会長を選任する。

2 副会長、役員、顧問は、総会の議を経て会員の中から選任し、会長がこれを委嘱するものとする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠を選任することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 顧問の任期は設けないこととする。

(役員の報酬)

第10条 役員は、すべて無報酬とする。

## 第4章 会 議

(総会)

第11条 本会は、会長が第6条に定める役員を招集し、総会を開くことができる。ただし、開催方法については会長が決定することができる。

2 総会は、会長が議長となる。

(議案)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- 一 前年度の事業報告
- 二 当年度の事業計画案
- 三 役員の選任及び承認

#### 四 規約の承認及び改廃

#### 五 その他会務に関する重要事項

##### (定足数及び議決)

第13条 総会は当日の出席者をもって成立し、議事は、出席者の過半数の賛同をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。なお、欠席の場合は議長への委任を認めることとする。

2 会議の出席者は代理を認めることとする。

3 会長が必要と認める場合は、書面による議決とすることができます。

#### 第5章 会 費

##### (会費)

第14条 会費は、無料とする。

#### 第6章 入退会

##### (入退会)

第15条 本会に入会または退会しようとするものは事務局に申し出こととする。

#### 第7章 事業年度

##### (事業年度)

第16条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第8章 雜 則

##### (施行細則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

##### 付則

1 この規約は令和3年3月28日から施行する。

## 福島市ゆかりの会 役員名簿

敬称略

役職	氏名	現所属役職・福島市とのご関係
会長	あべ たかお 阿部 孝夫	東京福島県人会 副会長 (川崎市 元市長)
副会長	すずき つねお 鈴木 恒雄	東京信陵会 会長 (国立大学法人福島大学 卒業)
副会長	はこざき かずひこ 箱崎 一彦	福島県立福島高校関東梅苑会 会長 (福島県立福島高校 卒業)
副会長	はらやま のぶゆき 原山 伸之	福島県立福島商業高校同窓会関東支部 会長 (福島県立福島商業高校 卒業)
顧問	うえたけ みのる 上竹 實	東京福島県人会 副会長

